

# 「筑紫野市子ども条例骨子（案）」に関するパブリックコメントの結果について

## 意見募集実施の概要

### 1、募集した案件

- ・筑紫野市子ども条例骨子(案)

### 2、意見の募集期間

- ・平成21年6月22日から平成21年7月6日まで

### 3、子ども条例骨子（案）の公表・閲覧場所

- ・市役所子育て支援課、各コミュニティセンター、筑紫地区公民館、生涯学習センター、カミーリヤ
- ・市公式ホームページ

## 意見提出状況

### 1、提出者数

- ・77人(筑紫野市に居住している者71人、筑紫野市に在学・在勤している者6人)

### 2、意見の内容

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ・子ども条例骨子(案)の文章全般について | 9  |
| ・子ども又は親子の居場所について     | 10 |
| ・救済委員、検証委員会について      | 9  |
| ・子どもの権利等について         | 5  |
| ・その他                 | 56 |

一人からの意見を複数に分類している事例があるため、意見の合計数は89となっている。

	パブリックコメントによるご意見	意見の数	市としての考え方
子ども条例骨子(案)の文章全般について	非常に言葉が難しい。子どもに関する条例なのだから、子どもに分かりやすい言葉や文章にすべき。	2	ご指摘のとおり、子ども条例は子どもたちの為の条例であり、子どもたちが理解できるものでなくてはならないと考えられます。しかしながら、条例として使用できる文言については、制限がある事から、条例の文章を平易なものにすることは非常に難しい状況です。 ご指摘にあるように「子どもたちが理解できるよう」にする為、条例とは別に、解説文や啓発用パンフレットを作る事で対応していきたいと考えております。
	文末の表現が「努める」となっているものについては、極力「する」「行う」など、より意欲的かつ前向きな表現にして欲しい。 条例は前文で筑紫野市の決意をしっかりと表明し、目的は明確にする為簡潔にし、理念で述べれば良い。そして、相談、救済、回復支援をしっかりと組み込んで欲しい。	2 1	ご指摘の件については、今後、条例(案)を作成する課程の中で、改めて精査し、検討させて頂きたいと考えております。
	文章を分かり易くし、1項目1文として、主語を明示すべき。例えば、「親等の保護者は、育ち学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係者からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子どもの情報を説明するときは、 <u>子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。</u> 」など。	1	ご指摘を受け、「筑紫野市子ども条例骨子(案)」を次のとおり改めました。「親等の保護者は、育ち学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係者からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、関係者は、 <u>子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて必要な説明を行うよう努めなければならない。</u> 」
	虐待の定義を明記すべきではないか。児童虐待等の防止に関する法律第二条四において定義されている「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(DV)」を虐待として認識している市民は少ないと思われる。	1	法律上、定義又は根拠が明らかであるものについては、条例の文案としては基本的に省略することにしております。 ご指摘の件については、条例が制定された場合には、子ども条例に関する啓発用のパンフレットの他、「子ども条例」とは別に進めている「児童虐待防止」に関する取り組みの中で、啓発に努めたいと考えております。
	虐待からの救済について、「市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努める。」と「市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のために、関係機関、関係団体等との連携を図り、その支援に努める。」の意味が分かりにくい。	1	「市は被虐待児童の救済と回復に努める。」 「市は、救済と回復にあたっては、関係機関との連携に努める。また、関係機関への支援も併せて行う」との趣旨です。
	近年、メディアの進化は目覚しく、テレビの過熱報道、ゲーム、パソコン、ケータイと子どもを取り巻く環境ががらりと変化してきている。特にケータイやパソコン(インターネット)による悪影響は深刻だ。筑紫野市子ども条例において、「市は、子どもを市場の対象とし、明らかに悪影響を及ぼす組織に対し、排除又は改善を申し立てることができる。」という規定を入れて欲しい。	1	筑紫野市子ども条例においては、罰則規定などは特に設けず、取り組みを進める事を検討しております。この為、市の判断により排除又は改善の勧告等を行うことは考えておりません。 もっとも、ご意見にあるとおりインターネット等による青少年への悪影響については、国においても近年議論が進められてきた経過があり、平成20年6月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等が制定されております。また、福岡県においても「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、取組がなされており、市としても、これらを法的根拠として、例えば、いわゆる「ケータイ」の使用について考える講座等を開催するなど、対策に取り組む必要があると考えております。

	パブリックコメントによるご意見	意見の数	市としての考え方
子どもの権利等について	自分らしく生きる権利の順番について、「自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。」は最後にした方が良い。	1	順番については、特に意味を持たせてはいないところですが、ご指摘の件については、今後、条例(案)を作成する課程の中で、改めて精査し、検討させて頂きたいと考えております。
	「すべての大人は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰など子どもの権利を侵害することをしてはいけません。」と加えて欲しい。今、親からの虐待、学校での体罰が後を絶ちません。子どもの権利条約の勧告にあるように、日本の子どもは過度な競争の中でストレスにさらされています。筑紫野市の大人は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰はしないと高らかに宣言したい。	1	児童虐待の防止については「筑紫野市子ども条例骨子(案)」において既に記載されているところですが、「過度なストレスを与えたり～してはいけません」については、「過度」の判断基準が難しい事から、条例として規定することは難しいのではなからうかと考えます。
	「児童の権利に関する条約」は、紛争・貧困などで基本的な生存が脅かされる状況におかれた子どもの救済を目指すものである事を考えると、「筑紫野市子ども条例骨子(案)」は、健全な生育に必要最低限の権利が侵されている場合向けと明記した方が良いのではないか。	1	「児童の権利に関する条約」については、それぞれに解釈があるものとは思いますが、 【 現在、ほぼ全ての国と地域が同条約を締結しており、それぞれ取組が進められている事(締結していない国も署名はしている)。】 【 日本政府から国連の「児童の権利委員会」に対して提出された報告書に対し、同委員会から数多くの「懸念事項」「提案及び勧告」が示されている事。】 以上の2点を踏まえると、「児童の権利に関する条約」の趣旨を紛争国や貧困国に限られたものと断じる事は、難しいのではなからうかと考えられます。 なお、「筑紫野市子ども条例」は、「児童の権利に関する条約」の趣旨に則るところもありますが、今後、「筑紫野市の全ての子ども達を社会みんなで育てていこう」という理念を掲げたものでもあります。 以上のことから、「筑紫野市子ども条例」の対象を「健全な生育に必要最低限の権利が侵されている場合」のみに限る事は難しいものと考えています。
	虐待やいじめなどの状態に置かれた子ども達と、そうでない子ども達とは状況が異なりそれぞれについて考える必要があるのではないか。 ピンチはチャンスでもあるし、子どもを尊重しつつもあえて大人が厳しく接するのも、子どもの将来の自立のため必要と思う。 (虐待やいじめは除いて)子どもの救済については、子どもの主体性を育てるためにもあまりに支援された状況ではない方がよい。	1	ご指摘のとおりと考えます。 大人と子どもとの関わり方としては、「過保護・過干渉・放任」にならないことが極めて重要です。 子どもの成長と発達段階にもよりますが、基本的には、子どもが何かしらの問題に直面した際には、子どもが自らの考えと力で問題を乗り越える事ができるよう(自助)、大人が支援する事が重要と考えます。 一方で、「自分の力」を信じる事が出来ないほど本当に追いつめられている子どもに対して、「自分で何とかしろ(自助)」と言うのは非常に酷なものです。この場合は、自助のみではなく、「周りが手助けする(共助)」あるいは「公の機関が支援する(公助)」ことが必要になるものと考えます。
子どもの自主性を尊重しすぎて大人が指導・意見しないのは無責任になる。選択・判断・決断を抱え込んだ子どもが過剰負担に陥らないか懸念する。	1	筑紫野市子ども条例骨子(案)に掲げている救済委員についても同様で、自助、共助のみでは問題に対応できない場合の公助としての役割を担うものであり、自助が困難となっている子どもの自尊感情の回復(エンパワーメント)を最優先とし、適切な支援を行うことが求められるものと考えられます。	

	パブリックコメントによるご意見	意見の数	市としての考え方
子ども又は親子の居場所について	今、公園内でのボール遊びが禁止されているところが多い。休日の学校のグラウンドは野球チームなどの練習があっいて子どもたちの遊びたい事ができず、結局、公園でゲームをするということも多くなりがちになっている。公園を広くし、ボール遊びなどもできるようにしてほしい。	1	子ども居場所については、地域の方々からの協力を頂きながら、放課後子どもプランの他、BGレンジャー、体験学習等、様々な取り組みがなされているところです。しかしながら、遊べる「場所」はあっても、遊べる「環境」がないということについて、このパブリックコメント以外にも多くのご意見をいただいております（「筑紫野市次世代育成支援対策行動計画」に伴う市民アンケート調査[平成20年12月実施]、等）。ご指摘の件については、今後とも取り組みを進め、少しずつにしても改善していく必要があると考えております。
	「年齢や活動意欲に応じて安心して遊ぶこと」とあるが、安心して遊べる場所が少ないのではないか。	1	
	子どもの居場所づくりに努めるという点がよい。子どもが遊べる施設はあっても環境がないということを感じている。	1	
	現在の社会では、子どもを一人で遊ばせたくても出来ない状況にあり、学校外で親も子も安全で安心できる居場所があれば良いと思う。	1	
	子どもが自由に遊べる場所が欲しい。児童館の様なものは作れないのか。	2	
	雨の日などに小さい子どもが遊べる屋内の施設が少ないです。公民館などの無料開放を希望します。	2	
	本来、地域のコミュニティセンターは子どもからお年寄りまで気軽に楽しく集える場であるべきなのに、子ども連れで立ち寄りたり、登録している団体であるにもかかわらず、希望あるお部屋を借りれなかったりなど、とても利用しにくいことがある(子連れの際は和室が使えない、等)。利用する側のマナーももちろん大切だが、もう少し受け入れる側もやさしくあって欲しいなと思います。	1	
育児をしていく上で同じ小学校に通う地域の方と知り合いになりたいので、カミリーヤのプレイルームの様な誰でも気軽に遊べる場所が身近な場所にもあったらいいと思う。	1	親子の居場所作りとしては、市子育て支援センターにて「親子教室」や「子育てサロン」、又は各公立保育所において保育交流などが行われているところではありますが、ご指摘にある、「身近な場所」としては、まだまだ不足しているところです。一方で、市主体ではありませんが、自治会や子育て支援団体などが中心として行っている「地域子育てサロン」や、各コミュニティセンターを活動拠点とする子育てサークル等の活動も行われているところです。今後、市子育て支援センターの事業について充実を図る事は当然ですが、このような「地域子育てサロン」や「子育てサークル」への活動を支援し、「身近な場所」を広めていく事も検討する必要があると考えています。	

	パブリックコメントによるご意見	意見の数	市としての考え方
救済委員、 検証委員会について	子どもが利用しやすいような相談室を作って欲しい。	1	
	常勤、あるいはそれに近い形で、子どもの相談を受けられる子どもが親しみを持てるような人員を配置しなければ、相談窓口としての機能を担う場がなく、実効性に乏しいのではないかと。	1	子どもあるいはその保護者からの相談の受付先としては、スクールカウンセラー、心の教室相談員、ヤングテレホンちくしの、家庭児童相談室、育児相談(子育て支援センター・保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士、保育士)、心配事相談、民生児童委員(主任児童委員)、福岡県中央児童相談所、思春期精神保健福祉相談、子どもの人権110番(法務局・人権擁護委員)、その他の相談機関が想定されます。
	救済委員制度を実際に生かす為に、川西市のオブズパーソン制度に習った相談機関、もしくは担当の設置が必要ではないか。子どもの居場所にも相談できる大人の常駐、そしてその大人が即相談できる機関、担当があればいいと思う。	1	現状としては、川西市子どもオブズパーソン制度のように救済委員に関する事務に特化する形での相談員の設置まで検討することは難しく、基本的には、子ども条例の制定に当たって新たな相談機関を設置するのではなく、既存の相談機関のネットワークという形で対応したいと考えています。
	救済委員に関する規定に加え、相談員の設置について検討して欲しい。	2	
	「救済委員」については弁護士、「検証委員」については教員もしくは保育士を入れるべき。教育の内実が激動する中で、現場をよく知悉している者を入れることで、有効に活用する事ができるはず。	1	「検証委員会」は市の子どもに関わる施策全般に関するチェック機能を果たす機関を想定しており、子ども一人ひとりの訴えに対応する「救済委員」とは役割が異なる為、一概には言えませんが、ご指摘の件については、今後、条例(案)を作成する課程の中で、改めて精査し、検討させて頂きたいと考えております。
	全く相談機関に相談しない、SOSを発信しない児童や親もいると思う。ただ相談を待つだけでなく、地域との連携を密にして、児童の状況や家庭の現況等を早期に把握し、必要と思った場合は訪問することで、何らかの状況を発見する体制も必要ではないか。	1	家庭内のプライバシーに必要以上に立ち入る事は難しい状況もありますが、例えば、児童虐待に関する事例であれば、「児童虐待の防止に関する法律」等の関係法令に基づき、「要保護児童対策地域協議会」を設置するなど、必要な情報の収集を行っているところです。 なお、「筑紫野市子ども条例骨子(案)」においては、救済委員について、「救済の申立を受けたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、調整、勧告、是正要請をすることができる。」との規定を設けております。
	救済委員の禁止事項として、「その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。」とあるが、これに「宗教」を加えてはどうか。	1	ご指摘のとおり、「筑紫野市子ども条例骨子(案)」を次のとおり修正します。 「 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。また、その職務上の地位を <b>政党又は政治的目的、営利的目的若しくは宗教的目的のために利用してはならない。</b> 」
「子どもの権利救済委員」及び「子ども施策検証委員会」については、既に検証・対策の機関があれば、新たに機関を設置しなくても、既存の機関で対応できるのではないかと。	1	ご指摘のとおり、既存の機関で対応できるものについては、既存の機関の活用を検討いたします。ただし、救済委員の規定については、既存の機関での対応は難しいものと考えられます。	

	パブリックコメントによるご意見	意見の数	市としての考え方
その他	良い条例になると思う。	50	今回のパブリックコメント以外にも、多くの方からご意見をいただいております。これらのご意見を一つ一つ重く受け止め、十分に検討した上で、より良い条例を提案していきたいと考えております。
	子ども条例骨子(案)の趣旨に賛同する。		
	本当に子どものためになる条例であれば制定して欲しい。		
	これから「子ども条例」を作るのであれば、もっとたくさんのお金が必要になってくると思う。子どもや市民のための施策に予算を使って欲しいと思う。	1	現在、筑紫野市では事務事業評価を実施し、各事業の必要性を精査しながら予算の配分を行っているところです。ご指摘の件については、今後、条例(案)を作成する課程の中で、改めて精査し、検討させて頂きたいと考えております。
	子どもに関する行政の窓口も一元化して「子ども部」とし、縦割りの弊害をなくさなければならないのではないかと。	1	現在、子どもに関する施策については、「筑紫野市次世代育成支援行動計画」を策定し、推進する中で、各部署の連携に務めているところです。ご指摘の件については、今後、検討させて頂きたいと考えております。
	子ども条例について、子ども達へのPRが不足しているのではないかと。各地域での勉強会やPTAなどにも動きがあった方が良いと思う。子ども条例ができた後も同様。また、子どもたちへ分かりやすい言葉で書かれたリーフレットなどが、全員に配布される事を強く希望する。	2	ご指摘の件については、今後、条例(案)を作成する課程の中で、改めて精査し、検討させて頂きたいと考えております。 なお、子ども達からの意見については、平成20年末頃に市内5中学校の生徒からの聴き取り調査等を行ってきたところです。また、リーフレットについては、条例が制定された場合には、作成する事を検討しております。
時間を決めて一方通行とするなど、通学路の整備をして欲しい。	2	ご指摘の件については、今後、条例(案)を作成する課程の中で、改めて精査し、検討させて頂きたいと考えております。	

上記の表は、平成21年6月22日から平成21年7月6日までの間に実施したパブリックコメントにより、市民の皆様から頂いたご意見をとりまとめたものです。また、それぞれのご意見に対する市としての考え方も併せて記載しています。ただし、編集上の都合により、頂いたご意見を一字一句そのままの表現では記載していませんのでご了承ください。なお、お一人からのご意見を複数に分けて記載している事例があるため、意見の合計数は89となっております。

編集上、上記のように取りまとめをさせていただきましたが、教員の方々、BGレンジャーやアンビシャス広場、体験学習に見守り活動等を行う地域の方々など、子どもたちに深く関わる皆様方から、今後の参考となる様々なご意見をいただきました。パブリックコメントへのご協力、本当にありがとうございました。